

空き家仲介手数料補助金

空き家バンク制度を利用して成約された空き家の利用希望者が、契約の際、不動産取引において支払った仲介手数料に対して補助金を交付します。



対象者

- (1) 空き家登録者と空き家に関する売買契約又は賃貸借契約を締結した空き家利用希望者
- (2) 雲仙市税等について未納がない者
- (3) 過去にこの補助金を受けたことがない者

※上記にかかわらず、交付対象者及び交付対象者と同居している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいる場合は、補助金の交付対象者としません。

補助対象経費

宅地建物取引士が実施した仲介業務に対して支払う仲介手数料

補助金額

対象経費の全額とし、10万円を上限とする。※補助金の交付は空き家1物件につき、1回限り。

必要提出書類

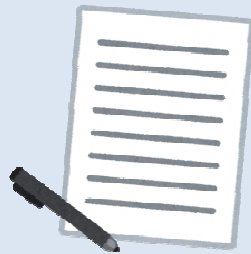
※**支払いが完了した日の属する年度の末日までに申請してください。**

- ① 仲介手数料補助金交付申請書（様式第9号）
- ② 売買契約又は賃貸借契約の契約書の写し
- ③ 仲介手数料の算定根拠が分かる見積書の写し
- ④ 仲介手数料の額が分かる領収書の写し
- ⑤ 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書（様式第4号）



申請の流れ

- 交付申請書提出
- 交付決定
- 交付請求
- 補助金の交付



【問合せ先】

〒859-1107長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市役所 地域づくり推進課
TEL : 0957-38-3111 FAX : 0957-38-2755
MAIL : tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

市役所

